

「土木交通部建設工事等における総合評価方式運用ガイドライン 令和6年4月
滋賀県土木交通部技術管理課」等に関する質問の回答(建設工事編)

総合評価方式の入札を円滑に実施するため、総合評価方式に関して寄せられた質問に対する回答をまとめました。

注意:①下記の回答については、一般的な解釈であり、最終的な判断は案件ごとに開催されます総合評価審査部会にて審査のうえ決定されます。

②「土木交通部建設工事等における総合評価方式運用ガイドライン 令和6年4月 滋賀県土木交通部技術管理課」に対する質問の回答であるため、当ガイドライン以外のガイドラインには対応していません。

《用語の定義》

用語	該当する技術者
配置予定技術者等	監理技術者(特例監理技術者を含む)、主任技術者、現場代理人
監理技術者等	監理技術者(特例監理技術者を含む)、主任技術者

目次

- 着目点に対する技術提案について P2
- 監理技術者の配置について P3
- 余裕期間の取り扱いについて P4
- 最大加算点方式による評価方法について P5
- ③ 企業の実績 P5
- ⑤ i-Construction への取組について P5
- ⑥ 配置予定技術者等の CPD について P5
- ⑦ 配置予定技術者等の実績について P6
- ⑧ 配置予定技術者の資格について P7
- ⑩ 防災協定の締結について P7
- ⑪ 防災協定の締結および重機保有 P7
- ⑫ 建災防への加入および活動実績 P7
- ⑯ 県内企業の下請活用 P8
- ⑰ 若手・女性技術者の配置について P8

● 着目点に対する技術提案について

ご質問	回答
<p>『「着目点に対する技術提案」に前提条件がある場合（「〇〇が生じた場合」や「〇〇が可能な場合」などの記載がある場合）は、加算点評価の対象としないので注意してください。』とありますが、前提条件がある場合の提案とは、どのような提案ですか。</p>	<p>下記の様な事例は、未確定事項に対する提案のため、「前提条件がある場合」に<u>該当し</u>、評価の対象としません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術提案の履行のため、施設管理者等との協議や許可など、法令上の手続が必要となる提案（例：河川区域内への占用物件の設置） ・現場条件が仕様書と異なることが判明した場合（例：地質条件の相違、支障物件の発生）の対策に関する提案（例：地盤条件を満足していないと判明した場合に対策を実施） ・現場条件を確認するための調査および調査結果に応じた対策の提案（例：地盤条件確認のための調査および調査結果に応じた対策の実施）
<p>前提条件がある場合の提案に「該当しない」提案はどのような提案ですか。</p>	<p>下記の様な事例は、目的を達成するために主提案と切り離せない一体不可分の提案のため「前提条件がある場合」に<u>該当しない</u>と判断し、評価の対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案内容の管理値（基準）を超過した場合の対策に関する提案（例：提案内容の履行中に騒音計が管理値を超過した場合、対策を実施）
<p>『1つの【対策】欄に複数の【対策】が記述されていると判断した場合、「複数対策」としてその【対策】に対する加算点評価は行いません。』とありますが、効果確認のための対策を合わせて実施する提案は、複数対策と判断されますか。</p>	<p>対策の効果確認や管理（基準値の監視等）を目的とした対策を合わせて実施する提案は、複数対策に<u>該当しない</u>ため、評価の対象とします。</p> <p>（例：対策Aを提案。Aの基準値を管理するためBを合わせて実施する。）</p>

● 監理技術者の配置について

ご質問	回答
<p>一級国家資格者かつ監理技術者講習を受講済みの技術者について、監理技術者資格者証が申請中のため手元にない場合、監理技術者として申請は可能ですか。</p>	<p>監理技術者として配置する場合、監理技術者資格者証の交付を受けている者である必要があるため、交付されるまでは、申請いただけません。</p> <p>申請時には、資格の確認資料として、監理技術者資格者証の写しの提出が必要です。</p>
<p>監理技術者の配置について、現在従事している工事の工期末までに次の工事を契約する場合、現在の工事を工期内（次工事の契約日の前日まで）に完了し、工事完了届を提出していれば、次の工事への配置は可能ですか。次の工事の契約日までに、完了検査まで終了している必要がありますか。</p>	<p>工期内に工事を完了した場合、次の工事において監理技術者等の配置義務が生じる前日までに現在の工事の完了検査を終了している必要があります。</p> <p>なお、工期後に完了検査を実施する場合は、工期終了日の次の日以降であれば、完了検査前であっても配置可能です。</p>
<p>工期が重複する2つの工事（A工事・B工事）について、A工事が工場製作期間を含む工事の場合、この工場製作期間中にB工事を完了するのであれば、2つの工事に同一の監理技術者を配置することとして申請することは可能ですか。</p>	<p>監理技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければなりません。</p> <p>ただし、双方の工事に特例監理技術者の配置が認められ、且つ双方の工事にそれぞれ別の監理技術者補佐を専任で配置する場合は、同一の監理技術者を配置することが可能です。</p>
<p>現在、契約済み工事に監理技術者として従事している者を、特例監理技術者として配置する場合、技術提案書提出時に、契約済み工事において、監理技術者補佐を配置したことを証明する資料の提出は必要ですか。</p>	<p>技術提案書提出時に、契約済み工事において、監理技術者補佐の配置を証明する資料の提出は必要ありませんが、契約後、監理技術者（特例監理技術者）の配置義務が生じるまでに契約済み工事において監理技術者補佐の配置が必要です。</p> <p>なお、特例監理技術者が兼務できる工事には制限がありますので、各工事の特記仕様書で確認してください。令和2年10月1日以降に契約した工事の特記仕様書に記載がない場合は、別途、当該工事の発注機関にお問い合わせください。</p>
<p>監理技術者については、3カ月以上の雇用関係が必要とされていますが、総合評価方式の入札では、いつの時点で3カ月以上の雇用関係があれば、監理技術者として配置が可能となりますか。</p>	<p>競争参加資格確認申請書等（技術提案書を含む）の提出日時時点で3カ月以上の雇用関係があることが必要です。</p>

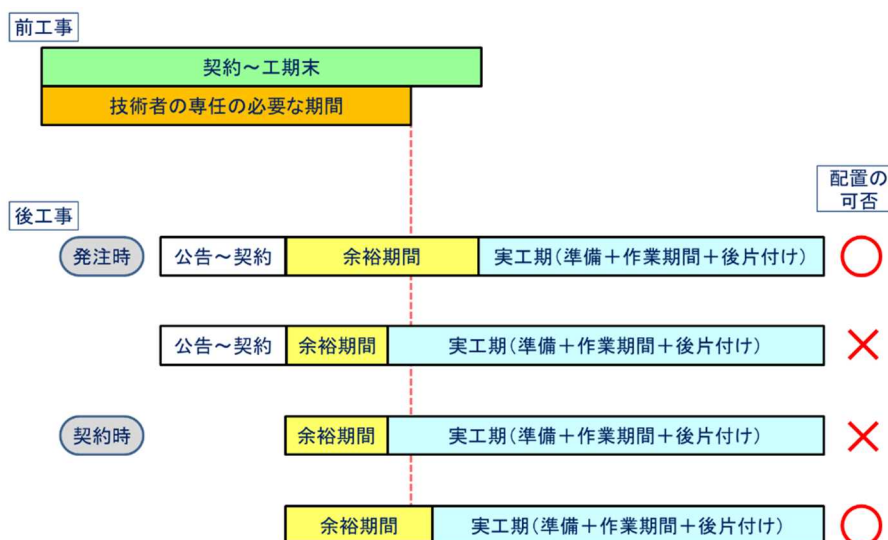
● 余裕期間の取り扱いについて

ご質問	回答
<p>配置予定技術者等の実績について、『工期のすべてに従事していた場合に評価する』とありますが、余裕期間の設定された工事では、余裕期間内に監理技術者等を配置していません。</p> <p>監理技術者等が余裕期間に従事していない工事であっても、実績工事として評価の対象になりますか。</p>	<p>余裕期間については、監理技術者等の配置を要しないため、監理技術者等が余裕期間に従事していない工事であっても、実績工事として評価の対象になります。</p> <p>なお、コリンズの『技術者の従事期間』は、全体工期（契約工期＝余裕期間＋実工期）ではなく、実工期を登録し、工事概要において『余裕期間制度適用工事』と記載してください。（下図参照）</p>



※ 図：建設工事における余裕期間制度 運用マニュアル p8 引用

<p>前工事が後工事の余裕期間内に完了する場合、前工事に従事している監理技術者を後工事の監理技術者に配置することは可能ですか。</p>	<p>前工事が、後工事の余裕期間内に完了*する場合、前工事に従事している監理技術者を後工事の監理技術者に配置することは可能です。</p> <p>※「完了」とは『完了検査済み』を指します。</p> <p>（下図参照）</p>
---	---



※ 図：建設工事における余裕期間制度 運用マニュアル p7 引用

● 最大加算点方式による評価方法について

ご質問	回答
<p>特別簡易型Ⅰ型 A および特別簡易型Ⅱ型 A の企業の地域性・社会性については、最大加算点方式の評価方法を採用されていますが、配点合計 8.5 点(最大加算点 8.0 点)に対して評価点合計が 8.2 点となった場合、最大加算点考慮後の評価点は何点になりますか。</p>	<p>左記の場合は、「最大加算点 8.0 点」としているため、評価点は 8.0 点になります。</p> <p>(参考)</p> <p>○配点合計 8.5 点(最大加算点 8.0 点) (評価点) → (最大加算点考慮後の評価点)</p> <p>8.5 点 → 8.0 点 8.2 点 → 8.0 点 8.0 点 → 8.0 点</p>

③ 企業の実績

ご質問	回答
<p>JV 工事であっても、企業の実績として評価の対象となりますか。</p>	<p>JV 工事であっても、その代表構成員に限らず、企業の実績として評価の対象とし、当該工事の成績評定により評価を行います。</p>

⑤ i-Construction への取組について

ご質問	回答
<p>小規模土工において、ICT 活用工事に取り組むことを提案した場合、床掘についても ICT 活用工事の対象になりますか。</p>	<p>床掘については、ICT 活用工事実施要領(小規模土工) 1-4 ICT 活用工事の対象工種(2) 適用対象外に記載のとおり、従来施工において、土工の土工工事施工管理基準(出来形管理基準および規格値)を適用しない工事に該当するため、ICT 活用工事の適用対象外です。</p>

⑥ 配置予定技術者等の CPD について

ご質問	回答
<p>令和 2 年 5 月 1 日以降に入札公告するものについて、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による緩和措置として、評価基準日を入札公告日の属する年度の前年度の 4 月 1 日から技術提案書の提出締切日が対象として運用されていますが、令和 5 年度もこの運用を継続していますか。</p>	<p>令和 6 年 4 月 1 日以降は緩和措置を廃止します。</p> <p>そのため、配置予定技術者等の CPD については、評価基準日(申請する CPD 取得期間の最終の日)を入札公告日の属する年度の前年度の 10 月 1 日から技術提案書の提出締切日までとしています。</p>
<p>配置予定技術者が前に所属していた企業で取得した CPD 単位は、評価対象単位として認められますか。</p>	<p>評価対象単位として認めます。</p> <p>ただし、各団体が発行する学習履歴の証明書(写)があるものに限りです。</p>

⑦ 配置予定技術者等の実績について

ご質問	回答
過去に勤めていた企業での実績は、配置予定技術者等の実績として認められますか。	過去に勤務されていた企業での実績は、評価の対象外です。申請企業における実績のみが評価対象です。
公告日の前日までに引き渡し完了した工事であれば、工事成績評定の通知日が公告日以降であっても実績として評価されますか。	公告日の前日から起算して15年間（公告日の前日までに引き渡し完了したものに限り）の実績であれば、工事成績評定の通知日が公告日以降であっても、評価の対象となります。 ただし、工事成績評定による加点を申請する場合は、技術提案書の提出時に、工事成績評定通知書（写）の提出が必要です。
工期すべてに従事した場合に実績評価の対象となりますが、余裕期間制度の余裕期間においても従事した実績が必要ですか。	余裕期間においては、主任技術者または監理技術者の配置を要しないため、余裕期間を除いた実工期での従事実績で評価します。
準備期間のみ別の技術者が従事した場合、実績として評価されますか。 (非専任期間を除く専任期間のすべてに従事した場合は実績として評価されますか。)	工期のすべてに従事していないため、評価の対象としません。 非専任期間も含めた、工期のすべてに従事した場合に実績評価の対象となります。 なお、ガイドライン p23 に記載のとおり、工場製作の過程を含む工事において、工場製作期間を除くすべてに従事している場合は、評価の対象となります。
監理技術者制度運用マニュアルに記載されている途中交代であれば、工事の途中で交代した場合であっても実績として評価されますか。	監理技術者制度運用マニュアルに記載されている途中交代であっても、“工場製作の過程を含む工事において工場製作期間を除く工期のすべてに従事している場合”を除き評価の対象としません。
JV 工事の実績であっても、配置予定技術者の実績として評価の対象になりますか。	評価の対象になります。
現場代理人として従事した実績で申請する場合は、実績工事の施工工期の開始日の時点で発注工事の業種に適用した監理技術者の資格（主任技術者は不可）を有していることが確認できる資料の提出を求められていますが、実績工事のコリンズ（写し）技術者データに、監理技術者資格者証番号の記載があれば、評価対象となる資格を有していたことを証明する資料になりますか。	コリンズに記載の監理技術者資格者証番号だけでは、①『施工工期の開始日の時点』で監理技術者の資格を保有していること（初回発行日）および②『発注工事の業種に適用した監理技術者の資格』を保有していることが確認できません。 管理技術者証資格者証の写しや発注工事の業種に適用した国家資格等の合格証明書等の写しの提出が必要です。

⑧ 配置予定技術者の資格について

ご質問	回答
舗装施工管理技術者（1級）の合格通知書は手元にあるが、資格証が届いていない。合格通知書（写）にて申請した場合、評価されますか。	合格通知書は資格を証するものでないため評価の対象になりません。

⑩ 防災協定の締結について

ご質問	回答
1つの防災協定が、国および県の両方と締結されている場合は、国および県の両方に防災協定の締結ありとして評価されますか。	1つの防災協定であっても、国および県との締結が確認できれば、国および県の両方に防災協定の締結ありとして評価します。

⑪ 防災協定の締結および重機保有

ご質問	回答
特定自主検査記録表（写）に点検者の押印は必要ですか。	点検者の自筆記名がある場合は、押印は不要です。
重機保有に関して、「評価対象とする機械は、入札公告日以降においても稼働できる良好な状態かつ、法的手続き等を済ませた機械であることとする。」とあります。自社保有を証する書面として、①車検証（写）または自動車検査証記録事項（写）、②特定自主検査記録表（写）、③契約書（写）のいずれかを提出することとされていますが、車検および特定自主検査の対象外の機械であるため、③契約書（写）を提出する場合、保有する機械が稼働できる良好な状態かつ、法的手続き等を済ませた機械であることを証明する資料を別途提出する必要はありますか。提出が必要な場合、どのような資料が必要ですか。	「評価対象とする機械は、入札公告日以降においても稼働できる良好な状態かつ、法的手続き等を済ませた機械であることとする。」としていますが、提出が必要な書類は、①車検証（写）または自動車検査証記録事項（写）、②特定自主検査記録表（写）、③契約書（写）のいずれか資料のみです。

⑫ 建災防への加入および活動実績

ご質問	回答
活動実績証明書（写）を提出する場合でも、加入証明書（写）の提出は必要ですか。	活動実績証明書（写）を提出する場合は、加入証明書（写）の提出は省略可能です。

⑩ 県内企業の下請活用

ご質問	回答
<p>一次下請けだけでなく、二次、三次下請けまで評価の対象になりますか。</p>	<p>一次下請負契約額の割合で評価します。</p>
<p>交通誘導員は一次下請契約額に含めて計算するのですか。</p>	<p>交通誘導員は建設業法による下請負契約に該当しないため、一次下請負契約額には含めずに計算をしてください。</p>
<p>「県内企業の下請け活用あり」で申請したが、変更契約で工種が追加となった場合、追加工種も下請け活用の履行確認の対象になりますか。</p> <p>仮に、追加工種が履行確認の対象になる場合、県内企業への一次下請け金額の割合が80%未満となれば、成績評定において減点されますか。</p>	<p>変更契約により追加となった工種については、契約後に受注者の責によらず発生した事象のため、履行確認の対象外とします。</p> <p>なお、変更契約分の取り扱いについては、必ず、打合せ記録簿にて監督職員と協議してください。</p>

⑪ 若手・女性技術者の配置について

ご質問	回答
<p>令和3年度以前の若手技術者・女性技術者土木交通部長表彰の表彰を受けた技術者は、優秀な技術者として評価対象になりますか。</p>	<p>令和3年度以前に表彰を受けた技術者については、令和3, 4, 5年度に完了した当初請負金額250万円以上の建設工事に監理技術者等として従事し、その工事の工事成績評定点が80点以上であれば、優秀な技術者として評価対象になります。ただし、工事成績評定点「法令遵守等」の項目で減点がある建設工事は対象外です。</p>
<p>配置予定技術者が以前所属していた企業での表彰実績は、現在所属している企業でも評価されますか。</p>	<p>優秀な技術者として評価対象となる表彰実績は、申請企業における表彰実績のみです。過去に所属していた企業での表彰実績は評価対象となりません。</p>
<p>以前所属していた企業で令和3年度以前に表彰実績のある技術者が、現在所属する企業で令和3, 4, 5年度に完了した当初請負金額250万円以上の建設工事に監理技術者等として従事し、その工事の工事成績評定点が80点以上であった場合、優秀な技術者として評価対象になりますか。</p>	<p>評価対象になりません。</p> <p>令和3年度以前の表彰実績も申請企業における実績である必要があります。</p>
<p>ガイドライン p35 ※1の②に該当する優秀な技術者について、滋賀県若手技術者・女性技</p>	<p>ガイドライン p35 ※1の②に該当する優秀な技術者については、監理技術者等として従事</p>

<p>術者土木交通部長表彰の資格基準である、監理技術者等として従事した建設工事において、無事故期間が 3 年以上ある者を満足する必要がありますか。</p>	<p>した建設工事において、無事故期間が 3 年以上ある者であることは求めています。</p>
<p>若手技術者の評価対象について、「入札公告日の属する年度の 4 月 1 日において 40 歳以下」の優秀な技術者または技術者とありますが、昭和 58 年 4 月 2 日生まれの人は評価対象になりますか。</p> <p>民法第 143 条によると、誕生日の前日に年齢が加算されるため、評価対象は「昭和 57 年 4 月 3 日以降に生まれた人」と解釈できます。</p> <p>評価対象年齢の考え方を教えてください。</p>	<p>若手技術者の表彰対象について、民法第 143 条の解釈によらず、誕生日に年齢を加算するものとし、昭和 58 年 4 月 2 日以降に生まれた人を対象とします。</p>
<p>「専任の技術者として配置する」と申請した場合、その技術者を現場代理人として配置することは可能ですか。</p>	<p>現場代理人として配置することは可能です。ただし、専任の技術者として配置するため、他工事の兼務は認められません。</p>
<p>優秀な若手技術者・女性技術者を配置する場合、受賞を証明する資料の提出は必要ですか。</p>	<p>被表彰者は滋賀県 HP にて公表しているため、受賞を証明する資料の提出は不要です。</p>
<p>「専任の技術者として配置する」と申請した場合、当該技術者を特定するための資料の提出は必要ですか。</p>	<p>専任の技術者については、技術提案書の提出時に技術者を特定するための資料の提出は不要です。契約後、着手前に確認します。</p>
<p>主任技術者としての実績で表彰を受けた技術者を主任技術者として配置する場合、「監理技術者等^{※1}として配置する」として評価を受けるためには監理技術者としての資格要件を満足している必要がありますか。</p> <p>※1 監理技術者等：監理技術者（特例監理技術者を含む）および主任技術者</p>	<p>当該工事に、主任技術者として配置する場合は、監理技術者の資格要件を満足している必要はありません。</p>
<p>「土木一式工事」において、表彰対象年度の「舗装工事」の実績で表彰を受けた技術者を監理技術者等として配置する場合、評価対象になりますか。</p> <p>「土木一式工事」においては、「土木一式工事」で表彰を受けた技術者のみが評価対象になるのですか。</p>	<p>表彰対象年度の若手技術者・女性技術者土木交通部長表彰の表彰を受けた技術者であれば、表彰を受けた実績工事の業種に限らず、評価の対象となります。</p> <p>そのため、「土木一式工事」において「舗装工事」で表彰を受けた技術者を監理技術者等として配置する場合も、評価対象になります。</p>
<p>若手技術者を新たに雇用し、専任の技術者として配置することを申請する場合、3 カ月以上の雇用関係は必要ありますか。</p>	<p>専任の技術者に雇用期間の規定はなく、3 カ月以上の雇用関係は必要ありません。</p> <p>なお、監理技術者等には、直接的かつ恒常的な雇用関係（入札の申し込みがあった日以前に</p>

	3 カ月以上の雇用関係) が必要です。
専任の技術者として配置する場合、「専任の技術者は、当該工事現場のみ従事することとし、他の工事の兼務は認めない。」とありますが、専任の技術者に、現場を担当しない営業所における専任の技術者を配置することは可能ですか。	<p>専任の技術者は、当該工事現場のみ従事することとしており、他の工事の兼務と同様に、営業所の職務との兼務は認めません。</p> <p>そのため、営業所における専任の技術者を専任の技術者として配置することは出来ません。</p>
専任の技術者は、発注工事業種に適応した主任技術者の要件を満たす者（2 級国家資格者等も可）とありますが、2 級国家資格は有せず、1 級土木施工管理技士補の資格のみ有する者は、これに該当しますか。	<p>該当しません。1 級土木施工管理技士補の資格のみでは、主任技術者になれません。</p> <p>主任技術者になるには、下記のいずれかの要件を満足する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注工事業種に適応した一級国家資格者または二級国家資格者 ・大学（指定学科）卒業後 3 年以上の実務経験 ・高校（指定学科）卒業後 5 年以上の実務経験 ・10 年以上の実務経験
専任の技術者として監理技術者補佐を配置した場合、評価の対象になりますか。	評価の対象になります。